

平成27年5月20日

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見

法人・団体名：一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

■「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」についての意見

当協会は、「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見募集において、「クラウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスがやりやすい環境整備について早急な検討をしていただきたい」と意見をさせていただいた。その後、貴本部の後押しを受けて、文化審議会 著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員において検討が進められ、「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」（平成27年2月13日公表）が取りまとめられた。

当該報告書において、ロッカー型クラウドサービスのうちプライベート・ユーザーアップロード型の枠内で行われる利用行為についてユーザー主体であり「権利者の許諾を得ることは特段不要」と再確認されたことを歓迎する。併せて、当協会としましては、未だ解決されていない問題があると考えるので、今後、クラウドサービス等と著作権に関して議論をさらに積み重ね、問題の解決につなげるべく、検討が継続されるべきと考える。

貴本部においても、本年4月14日に開催された会合にて配布された資料2「知的財産推進計画2015」策定に向けた検討の方向性において、「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」を重要検討事項のひとつとして掲載いただいている。

現行著作権法は、新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の利益を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になるという問題を抱えている。

このような問題に対応すべく、現在、世界各地で著作権法に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでいる。それらの国では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的にそのような改正を行っており、国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要である。

権利者に不当な不利益を与えない範囲で、国民が世界最先端の技術の恩恵を享受できるよう、「日本を『世界で最もイノベーションに適した国』にする」べく、著作権法の改革の断行をお願いする。

■「模倣品・海賊版対策」についての意見

模倣品・海賊版対策について、税関の取り組みは関心事項であり、平成27年関税改正項目で、輸出入差止申立て有効期間の延長（2年から4年）、認定手続における権利者等の意

見・証拠提出の電子化が予定されているが、前者は権利者の手続負担の軽減に寄与し、後者は、現在 10 日以内の回答が求められているところ、電子による書面提出が認められることにより、意見・証拠書類に係る検討・作成時間をいままでより長く確保できることから権利者の事務負担の軽減につながるため歓迎すべき方向と考える。

■「知財紛争処理タスクフォース」についての意見

1) 証拠収集手続

我が国におけるより確実な特許権等の行使を実現するため、諸外国の制度を参考にしつつ、権利者側の立証負担に配慮した権利侵害訴訟における証拠収集手続き制度のあり方が積極的に検討されるべきである。

- ・ 証拠収集手続について、証拠開示命令（特許法 105 条、民事訴訟法 223 条 1 項）、生産方法の推定（特許法 104 条）が存在するが、権利者による侵害立証は困難な状況である。
- ・ 米国型ディスカバリー制度のようなものになると弊害があるが、非開示の文書は当事者に不利な情報であると推測する制度等、当事者に自発的な開示を促す仕組みが必要である。
- ・ そのような仕組みを導入する際には、同時に、米国の Protective Order のように、営業秘密等、開示された厳秘情報の閲覧は外部弁護士に限定する等、秘密を守る仕組みが必要である。

また、下記の理由から、メリットがなく、制度導入に強く反対する。

- ①米国のディスカバリー制度のような制度導入は、パテントトロールの暗躍につながるおそれがある。
- ②裁判時の弁護士費用の増加にもつながる。
- ③競合他社に相手企業の技術を盗み見されてしまうおそれがある。証拠収集手続で簡単に設計図等入手できるようにすることは、死ぬ思いで設計に勤しんできた技術者には非情な仕打ちである。設計書は技術者の血と汗と涙の結晶であることを司法関係者も理解していただきたい。
- ④現状の証拠収集手続きで特に困っておらず、デメリットの方がはるかに大きい。

2) 権利の安定性

我が国における安定した特許権等の行使を担保するため、権利侵害訴訟において権利の有効性がより適切に尊重されることとなる施策（例えば権利の有効性を推定する規定の導入など）が検討されることが望ましいと考える。

一方で、下記の理由から特許法第 104 条の 3 の撤廃には反対する。

- ①特許法第 104 条の 3 を撤廃した場合、裁判所で無効を争えないことになり、一旦、特許庁で無効審判を判断してもらうため、時間がかかる。
- ②特許法第 104 条の 3 の導入により無効率が上昇し、被疑侵害者に有利であると記載され

ているが、疑問がある。特許庁で無効審判を請求しても、その審決に不服があれば裁判所で判断されるため、有利不利があるとは考えにくい。

- ③無効判断時と侵害判断時とで請求項の文言判断が異なる案件の場合や、先使用権の主張と特許無効とを合わせて争う場合等は、裁判所で争った方がよい。裁判所で無効を争う道も残すべきである。

3) 損害賠償額

下記の理由から寄与率の撤廃は断固として反対する。

- ①製造・販売する製品は多数の部品で構成され、部品ごとにまた多数の特許権が存在する場合に、寄与率の概念を無くして1件の特許で額の算出を行うことには違和感が大きく、寄与率の考え方は必要。
- ②寄与率について法文上規定がないため問題であると「背景」には記載されているが、それが問題であるならば法律で明記すればよい。
- ③米国には寄与率の考え方がなく、そのため、発明が小さな部品にあっても自動車のような製品に対して損害賠償がかかってくる制度こそ、実態にあわず改正すべきである。
- ④寄与率を撤廃すると、寄与率が勘案されてロイヤリティを算出される標準特許との整合性が取れない。
- ⑤裁判所の寄与率の決定の仕方が、幅が狭く、フレキシブルでないことがそもそも問題である。

4) 差止請求権

我が国における適切な特許権等の保護を担保するため、十分な金額の損害賠償請求が認められることを前提に、米国 eBay 判決などを参考にしつつ、一定要件の充足を認容の条件とするような差止請求権制度の導入の可能性などについて検討されることが望ましいと考える。

また、下記の理由から、パテントトロールに対する差止請求権の制限には賛成する。一方、規格特許に対する差止請求権の制限には反対である。

- ①パテントトロールに差止請求権を認めても、産業の発展に何ら寄与しないばかりか、産業の発展を阻害する。
- ②差止請求権を制限することと公衆への影響とのバランスを見て、公平性の見地から条件を設けることが必要。
- ③規格特許については、開発投資に費用がかかっており、損害賠償請求とともに差止請求も認める妥当性はある。
- ④例えば、ライセンス料を支払いたくないからといってパテントプールに参入していない侵害者に対して、特許権者の差止請求を認めないというのは、他社所有の規格特許 (FRAND 宣言有り) を最初から無視して、提訴された場合のみ仕方なくライセンス料相当額を支

払えば良いという考え方を助長するおそれがある。

■「特許審査体制の整備・強化」についての意見

- ・ 以前に比べて審査期間が短縮化され、早期権利化されるのは大きなメリットである。一方で、侵害品など他社動向を反映させた作り込みをする期間が短くなるというデメリットがある。

権利化を遅らせたい出願もあり、審査のタイミングを調整できるような仕組みがあるとよい。

分割出願で係属期間を伸ばすこともできるが、審査の延長(あるいはドイツのように応答期間の延長)ができるなど、融通が利くと良い。また、登録後 30 日しか分割期間がないのは各国と比べても短く、十分検討した分割案が出せない場合もあるので延ばして頂けるとありがたい。

- ・ J P O と E P O の審査引例で異なる場合があり、J P O での外国文献調査の充実を更に図ってほしい。

■「日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し」についての意見

1) 日本版バイ・ドール制度(ソフトウェア)の運用の浸透と定着について

- ・ 検証・評価・企画委員会(第12回)配付資料5「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン(案)について」中に、産業技術力強化法第19条第1項の「国が委託した技術に関する研究及び開発の成果」に関するバイ・ドール制度(以下「R&D バイ・ドール」という)の運用等の見直しについて述べられているが、研究開発は、事業化までのロードマップを中長期的に見ていくものであることや、変化スピードが速い昨今、市場状況次第で必ずしも良い技術が事業化されとは限らないことに留意する必要がある。
- ・ 一方で、R&D バイ・ドールと同じ第19条第1項の「国が請け負わせたソフトウェアの開発」に関するバイ・ドール制度(以下「ソフトウェアバイ・ドール」という)については、プログラム等の再利用が容易に可能ではあるが、今回ソフトウェアの成果の事業者による活用については、何ら触れられていない。浸透している R&D バイ・ドールと同様に、ソフトウェアバイ・ドールについても、バイ・ドール制度の趣旨に基づいた請負者への権利帰属と活用に向けた実運用を促進頂きたい。
- ・ ソフトウェアバイ・ドールに関しては、2014年12月3日付「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び2015年3月19日付同ガイドライン「実務手引書」(内閣官房情報通信(IT)総合戦略室および総務省)において、「国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果」について、一定の場合を除きソフトウェアバイ・ドールに従い、原則として請負者に帰属すると明記され、大きな前進があった。R&D バイ・ドールと同様、この運用の浸透と定着

の支援をお願いしたい。

2) 運用ガイドラインの見直しについて

我が国における日本版バイ・ドール制度の実効性を高めるため、米国バイ・ドール制度やEUのHorizon2020の運用実態などを参考にしつつ、公的資金による委託研究開発に適用される報告事項を、省庁毎、管理部署毎、年度毎ではなく、その報告内容も受託者の研究開発に取り組むインセンティブを損なわぬよう、運用ガイドラインの見直しを含め、さらに検討されることが望ましいと考える。

■登録後に普通名称化または識別力を喪失した商標の取消制度についての意見

日本においては、登録後に普通名称化した商標、または、識別力を喪失した商標に関し、米国や韓国等の諸外国において存在する、当該登録商標を取り消すための制度がない。

当該論点については、従前より議論がなされてはいるものの、昨今の情報技術の急速な発達により、新たな技術の名称などが一気に拡散し、需要者間に浸透することで、今までよりも短期間で普通名称化、あるいは、識別力を喪失する場合が増加している状況がある。

一方で、確かに、商標法第26条において、商標権の効力が及ばない範囲について規定があるものの、実態としては、登録商標として有効に存在している以上、ビジネスにおける商標採択に際しては少なからず制約となっていると言わざるを得ない。

以上より、取り巻く状況の変化を踏まえ、当該取消制度については、迅速かつ継続的に議論がなされていくことが必要であると考えます。

以上